



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2018年10月1日

トピックス 健康保険被扶養者認定事務の変更について(平成30年10月1日~)

平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者(異動)届」について、添付書類の取扱いが変更になります。

1. 認定事務の変更について

○日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付が必要となりました。

○なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。

2. 添付書類の変更及び添付の書類の一部省略

○扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3の添付が必要です。



<添付書類一覧>

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養家族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

今後、ご用意いただく書類が増えてお手をかけますが、よろしくお願いたします。上記の取扱の変更に伴い、当事務所も入社手続き依頼書等の変更を考えております。追ってご案内いたしますので、よろしくお願いたします。ご不明な点があれば、当事務所までお気軽にご連絡ください。



トビウツス 働き方改革関連法に関する政省令等 正式に決定

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、その主要な規定に対応する政省令等が、平成 30 年 9 月 7 日の官報に公布されました。ポイントを紹介します。

働き方改革関連法に関する政省令等のポイント

今回公布された政省令等のうち、特に重要なものは、次の省令と指針です。

- 1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 112 号)**
- 2 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針 (平成 30 年厚生労働省告示第 323 号)**



<1の省令のポイント>

(1) 労働基準法施行規則の一部改正

- 労働条件の明示方法について、労働者が希望した場合には、ファクシミリ、電子メールその他の電気通信の送信の方法によることができるものとする。
- 時間外労働の上限規制について、次の事項等を定める。
 - ・健康福祉確保措置の実施状況に関する記録を3年間保存しなければならないものとする
 - ・36協定の届出様式 など
- 年次有給休暇について、次の事項等を定める。
 - ・通常の基準日より前の日に年次有給休暇を付与する場合の時季指定義務の考え方
 - ・使用者は、年次有給休暇管理簿を作成し3年間保存しなければならないものとする



(2) 労働安全衛生規則の一部改正

- 産業医について、その辞任又は解任時における衛生委員会等への報告などを定める。
- 医師による面接指導の対象となる労働者の要件や研究開発業務に従事する者に対する医師による面接指導の方法などを定める。
- 労働者の労働時間の状況について、タイムカードによる記録、パソコンその他の電子計算機の使用時間の記録などの客観的な方法その他の適切な方法で把握するとともに、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し3年間保存するための必要な措置を講じることを定める。

<2の指針のポイント>

36協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項その他の必要な事項を定める。

★これで、働き方改革関連法による改正事項のうち、平成 31 年 (2019) 年 4 月 1 日施行分については、詳細を定める政省令等が出揃いました (ただし、高度プロフェッショナル制度に関する部分は、後日規定)。気になる点がございましたら、気軽にお声かけください。



あとがき◆つちはし事務所より

☆「行政手続きはデジタルファーストに」、社会保険の手続きはすべて紙申請から電子申請へと切り替わりさらに今後は会社が給与データなどを直接クラウドに上げることで、社会保険の手続きが自動的に行われるようになる。という、ビックリなニュースはお聞きになったでしょうか。さてさて私たち社労士の仕事はどうなることやら……。と置いていたら、今度は時代に逆行するかのような、健康保険被扶養者認定事務の添付書類の厳格化の通知がやってきました。今までは必要とされてこなかった添付書類が10月1日以降の扶養の申請などで必要になるという少々面倒な変更です。「今までは添付書類なんていらなかったのに…」というお客様の声はもっともですが、何卒ご協力よろしくお願いたします。

☆NHK大河ドラマ『西郷どん』もいよいよ時代は明治維新。江戸から東京へと世の中が目まぐるしく変わっていく様子を、とても興味深く見ています。と言うのも、いまは明治維新に匹敵するような時代の変わり目なのだから。紙が電子になり、お金も電子になり、お友達はAIになる？ 働き方改革関連法の施行も、いよいよ来年です。就業規則、36協定、出勤簿、年次有給休暇など会社の基礎的な仕組みも変えていく必要があります。まず、何から手を付けたらいいのか、と困った時はつちはし事務所までご相談ください。